

新設

令和8年度

地域まちづくり支援交付金

令和8年度より、地域まちづくり会議を対象とした交付金の新設されました。
元気で快適な魅力ある地域づくりを目指す「地域まちづくり会議」の活動を支援します。

◆制度概要◆

対象者	事業区分	交付金額（上限）	補助率	申請回数
各地域まちづくり会議	①地域まちづくり会議の運用に関する事業 ②地域まちづくり活動の推進を図る事業	100万円 ※このうち、①運用事業は5万円を上限とする。	10/10以内	年度内 2回

◆対象事業例◆

地域住民が広く活動に参加でき、地域が抱える課題の解決や活性化につながるソフト事業に活用できます。



【地域交流】



【防犯防災関連】



【環境整備・保全】



【健康/福祉関連】

◆対象経費の例◆

①	事務費 (上限5万円)	・運用に必要な事務用品 ・事務手当(上限2万5千円)
②	消耗品費	・文房具類、ごみ袋 ・ 工具類 ・花苗、堆肥 ・ 税込1万円未満の物品 ・ボランティア従事者への飲料
	光熱水費	・イベント会場の臨時的な電気代 ・レンタル車両のガソリン代実費額
	役務費	・ハガキ代、切手代、荷物の送料 ・振込手数料 ・ 損害保険料
	印刷製本費	・チラシやポスターの印刷費
	委託料	・警備、音響設置や撤去の委託
	使用料及び賃借料	・会場使用料 ・ 車両や備品のレンタル料 ・個人所有の機械類使用料
	謝金	・講習会などの講師謝礼 ・区域住民の市民講師への謝礼 ・園児、児童、生徒の発表等に対する謝礼

◆対象外となる事業◆

- ・ハード事業
(税込1万円以上の物品購入、工事整備)
- ・地域で恒例となっているイベントや祭り、運動会等の事業
- ・政治的または宗教的活動を目的とする事業
- ・専ら営利を目的とする事業
- ・国または他地方公共団体の補助を受けている事業及び今後補助を受ける見込みがある事業
- ・唐津市の他の補助金等交付要綱の対象となる事業
- ・その他、市長が交付金の交付目的に適合しないと認める事業

●申請から実施報告までの流れ

事業の企画

- ・各地域まちづくり会議で、実施したい事業について協議します。
- ・事業を計画するにあたっては、地域住民の意見を幅広く取り入れてください。

申請書の提出 交付決定

- ・事業ごとの予算書や必要書類を添付して申請書を提出します。
- ・【令和8年度申請締切日】**令和8年12月18日(金)**
- ・市で申請書の詳細を確認（必要により修正を指導）後、交付決定が通知されます。

事業の実施

- ・交付決定を受けたら、申請書の計画に沿って事業を実施してください。
※交付決定前に実施した事業や物の購入費などは交付対象外です。
- ・計画に変更が生じそうな場合や分からないことがある場合は、必ず事前に担当課にご相談ください。（相談は随時受付。変更の事後報告は交付対象外になることがあります。）

来年度の事業 企画

- ・令和9年度より、地域まちづくり事業は事業計画を前年度に提出しなければなりません。来年度の事業について、まちづくり会議で協議してください。
- ・協議後、来年度の事業計画書を市に提出します。
【事業計画書の提出期限】**令和8年9月30日(水)**

実施報告

- ・事業完了後、事業を振り返り、事業ごとに領収書や写真等をまとめて決算書を作成し、実施報告書として市に提出します。
- ・実施報告書は、報告期限内に提出してください。
【報告期限】**事業完了後30日以内 or 令和9年3月31日のいずれか早い方**

実績広報

- ・活用事例集で事業成果を全地域で共有。
- ・実績広報チラシを作成するなどの方法で、住民に対する事業成果の共有に努めてください。交付金の活用実績の広報・共有にご協力をお願いします。

★詳しくは、お問合せ先へご相談 または 市のホームページでご確認ください。

お問合せ先

●唐津市 地域政策課(大手口センタービル5階) 地域づくり係

TEL:0955-72-9220 FAX:0955-72-9182

●唐津市 各市民センター 地域支援グループ

- ・浜玉:53-7105 ・巖木:53-7112 ・相知:53-7125 ・北波多:53-7135
- ・肥前:53-7145 ・鎮西:53-7150 ・呼子:53-7160 ・七山:53-7177